

川崎市立菅小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度学校経営方針

- ◎ いつの時代にも変わらない価値のあるものをしっかりと身につけ、自ら学び、考え、判断し、進んで行動できる人間性豊かな子どもの育成を目指す。

【学校教育目標】
笑顔いっぱい 学びいっぱい 夢いっぱい

目指す子どもの姿

明るく思いやりのある子	進んで考える子	健康でたくましい子	地域で学び、地域ですくすくと育つ子
<ul style="list-style-type: none"> ○心からのあいさつができる子 ○ルールを守り、善悪の判断ができる子 ○お互いを認め合い、思いやりをもって行動する子 ○力を合わせて活動し、ともに働く喜びや成就感を味わう子 	<ul style="list-style-type: none"> ○取り組むべきことを自ら見つけ、努力を惜しまずがんばる子 ○自分の考えを根拠をもって発表し、お互いに高め合う子 ○体験的活動を通して、ものの見方・考え方を広げる子 ○将来の目標に向かって夢や希望をもって生活する子 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康な生活を心がける子 ○安全に生活しようとする子 ○困ったことを誰かに相談できる子 ○困難なことがあっても、最後まで粘り強くやり通す子 ○自分のよいところをさらに伸ばそうとする子 	<ul style="list-style-type: none"> ○菅の自然や生き物を大切にする子 ○菅の文化にふれ、伝統を大切にしている子 ○地域の人たちと進んで関わる子

- 一人ひとりの違いを尊重した関わりの中で、いじめについて理解をし、友達を思いやる心を育むことで、いじめをしない子やめさせたいと思う子

今年度の重点

<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心・感動する心を育成する道徳の時間の充実をはかる ・特別活動の各活動の充実をはかり、児童の主体的な活動を推進する ・共生・共育を充実し、健やかな人間関係をつくる ・人権尊重教育を細やかにいき、いじめ・暴力のない安心な学校環境をつくる ・インクルーシブ教育の考えに基づき、通常の学級に在籍する個別の支援を要する児童への支援を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA 端末を児童の学習活動に効果的に取り入れる ・学習指導要領の柱となる子どもの資質・能力の育成に取り組む ・学習指導要領の内容を踏まえた各教科の年間指導計画作成やその他の環境整備をする ・信頼を得る学習評価を作成する ・「キャリア在り方生き方」教育を進め、児童の自立と共生をはかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全は自分で守れるように防災・防犯教育を推進する ・病気、怪我、事故から身を守る教育を推進する ・「早寝 早起き 朝ご飯」をよりいっそう推進する ・体力づくり・運動習慣づくりの取組を推進する ・施設設備の安全点検を強化する ・学校のことに限らず家庭のことなども含め、困ったことがあれば相談できる人や場などの情報提供を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業を取り入れた特色ある教育活動を展開する ・地域文化を取り入れた学習活動を展開する ・菅中学校と連携し教育活動を推進する ・PTA、地域と連携して児童の安全確保に努める ・地域の文化的活動への参加を推進する
---	--	---	--

重点に関わる具体的対策

<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育全体計画に基づいて、各学年の重点を確認し、道徳の指導を計画的に行う(教育活動全体を通じた道徳の実践に心がける) ・特別活動の各活動において、話し合い活動、係活動、計画作り、集会づくり・発表会等の活動を丁寧な指導し、児童の自主性、自律性、協力性、自尊感情等の育成を図る ・児童会活動(代表委員会・委員会活動・クラブ活動)において児童の自主性が最大限生きるように支援する ・子どもの変化、変容を見逃さないように担任・学年と児童支援コーディネーターとの連携を密にして、いじめや暴力の未然防止と人権教育につとめる ・自己理解、他者理解などを深化するため、共生・共育プログラムを計画的に実践するとともに、効果測定を活用して、学級集団の実態を踏まえた指導を行う。また、プログラムや効果測定に関する教職員研修を実施する ・日頃から挨拶、友達づくり、清掃・給食等に係る基本的な事柄の指導を大切にする ・栽培活動や社会体験活動等の意義を再確認し、ねらいに沿って計画的に実践する ・異学年のふれあい活動を通して、役割分担、リーダーシップ等を経験させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA 端末の活用法を探り、子どもたちの資質・能力の育成に生かすとともに教職員の機器利用に対する力量を高める ・学習指導要領の内容をふまえ、菅小の特色を生かしたカリキュラム開発、単元配列をしていく ・全国および川崎市学習状況調査を分析し、校内研究と連携して子どもの学力向上を目指す ・中・高学年の英語(活動)の推進にあたり、担任の指導のあり方等についての校内研修を強化する ・朝読書タイムを継続し担任の指導による読書習慣の形成、集中力の向上をはかるとともに、日常的な読書量の向上に努める ・指導と評価の一体化を目指した学習評価作りに取り組む ・全教科・領域において、資質・能力の育成と「キャリア在り方・生き方教育」を連携させて推進をはかる ・外国の文化や言語にふれ、自国の文化や言語の違いを認めようとする態度を養う ・菅の自然環境を生かした体験的な学習を推進するとともに、今ある自然を守るという意識をもたせるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に防災・防犯を意識させ、自ら安全を確保しようとするよう、日頃から安全指導を徹底する ・防災教育について、各教科と関係づけた計画を立てて学習を進め、災害時には自分で自分の命を守ることができるようにする ・体育学習や体育的行事を通して、授業時間だけでなく、休み時間等にも児童が進んで運動できる環境をつくっていく ・体を動かす機会を創意工夫し、体力の向上、運動習慣の形成をめざす。 ・防災・防犯マニュアルを見直し、より実用的なものにする ・学校栄養職員による食教育の授業を発達段階に応じて実施する ・施設・設備の安全点検を確実にし、問題箇所の速やかな改善を図る ・SOS出し方・受け止め方教育を計画的に取り入れ、子どもたちの心の負担を軽減する 	<ul style="list-style-type: none"> ・のらぼう菜やなしの生産など地域の産業や菅の獅子舞など地域文化を学習カリキュラムに取り入れる ・学校評価アンケートをはじめ学校評価の方法の見直しをしていく ・大きな行事後の保護者アンケートなど随時意見聴取を行い、次年度へ活かしていく ・授業参観・懇談会の機会を活かし、学校の方針を伝える。授業参観では、授業のねらいを保護者に伝える工夫をする ・PTA 校外委員、町内会パトロール等と連携・協力しながら、通学路の安全対策、登下校の安全指導を推進する ・学校ホームページの内容の充実と定期的な更新に努める ・地域の文化的活動、伝統的活動、勤労生産的活動に参加するように声をかける ・低学年より、情報モラル教育を推進する
---	---	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
学年主任
支援教育コーディネーター、養護教諭
スクールカウンセラー（巡回）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
1年・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・（学年主任）
3年・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・（学年主任）
5年・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（2年学年主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・学級作り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての共通理解 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童理解全体会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 ・情報モラル教室の計画 ・第1回生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・生活アンケート結果を受けての対応について
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談期間の実施 ・情報モラル教室の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集の計画（代表委員会）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集の実施（代表委員会）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・情報モラル教室の実施 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会
- ・菅っ子朝会
- ・入学おめでとう集会
- ・ありがとう6年生の会

[交流活動の活性化]

- ・委員会活動
 - ハッピーふれあい委員会
 - ぐんぐん植物委員会（緑の羽募金）
 - マナーアップ委員会
 - 体力アップ委員会
 - エコクリーン委員会
 - プロジェクト委員会 など
- ・すげフェス
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・「菅小で考えるいじめとは」のクラス掲示
- ・いじめ防止標語の募集

保護者の取組（PTA 活動）

- ・校外委員さんによる見守り活動
- ・図書ボランティア活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動